

別表（千葉市重度強度行動障害加算事業実施要綱）

区分	対象者	対象施設等の種類	補助基準額	加配人数	対象経費	補助率等	交付対象期間
1	重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり 日額 14,430円	1人以上	対象者の支援にあたる職員の人件費	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。 ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算額を控除した後の額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	28,860円				
2	最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり 日額 28,860円	2人以上	対象者の支援にあたる職員の人件費	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。 ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算額を控除した後の額。	
		指定共同生活援助事業所					